

## 1 難民と認定した事例

### 【事例 1】

申請者は、本国において、反政府デモに連日にわたり参加したことを理由に逮捕され、尋問・拷問を受けた上、今後反政府活動を行わない旨の誓約書に署名及び両手全指の指紋を押捺し、解放されたが、その後、再度デモに参加したため、家宅捜索を受け、本国出国後、検察庁から召喚状が発付されたことなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

申請者が、積極的に反政府活動に参加していたことは、提出資料及び供述から事実と認められ、本国政府に個別・具体的に把握されている可能性は高く、本国に帰国した場合、本国政府から不当な拘束や刑事罰等を受けるおそれがあると認められた。従って、申請者が帰国した場合に、「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められ、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

### 【事例 2】

申請者は、本邦において、反政府団体に所属していること、同団体の機関誌の発行やインターネット動画サイトに出演していることなどを理由に、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

本邦の反政府団体において約 4 年間にわたり副会長を務め、インターネット動画サイト等に出演し、他者を煽動する政治的意見を実名入りで公表していることなどから、申請者が本国政府から反政府活動家として個別・具体的に把握されている可能性は高く、申請者が帰国した場合に、「政治的意見」及び「特定の社会的集団」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められ、難民条約及び同議定書第 1 条に規定する難民に該当すると認められた。

### 【事例3】

申請者は、本国において、反政府組織のメンバーとして活動し、著名な民主化運動指導者らと社会活動をしたことや、本邦においても反政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

難民認定申請においては、申請者の供述を前提としても、申請者の活動内容は、本国において青年メンバーとして会議や催事に参加したほか、一参加者としてデモに2回参加した程度にとどまり、本邦においてもデモに参加等する程度であることなどから、本国政府から殊更注視されているとは認められず、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされたが、人道的な配慮が必要として在留を特別に許可された。

申請者は難民不認定処分を不服として異議申立てを行い、異議申立手続において、申請者から申立事実についてさらに具体的な供述が得られ、また、申立てを裏付ける具体的な資料の提出があったことから、申請者は本国において反政府組織のメンバーとして相当程度活発に活動していたことや、父が同組織の地区幹部であり、きょうだいも同組織のメンバーであることなどが事実と認められた。このような本国における事情からすれば、申請者が帰国した場合、不当に逮捕され、刑に処せられるおそれがあると認められ、また、申請者の本邦における反政府活動も当該おそれを補強する事情と位置付けられるところ、申請者は「政治的意見」を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すると認められることから、異議申立てには理由がある旨の決定がなされ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。なお、異議申立てに対する決定に当たって、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員の意見はいずれも前記同様の理由により、申請者の難民該当性は認められるというものであった。